

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成24年度第4回（定例会）

署名人 添石幸伸

委員長 城間勝

開催日時 平成24年5月29日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時30分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城眞徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

報 告 平成23年度教育行政運営ビジョン推進マネジメントシステムの実施結果について  
(総務課)

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長

(総務課) 伊良皆宜俣課長、伊禮弘匡副参事、田盛善宏主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長、宮内勇人副部長

会議録作成 (総務課) 仲間稔主査

城間委員長 ただいまから平成24年度第4回教育委員会会議定例会を開催いたします。  
本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。それでは報告「平成23年度  
教育行政運営ビジョン推進マネジメントシステムの実施結果について」説明お願いし  
ます。

新城部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

添石委員 3点質問します。1点目にマネジメントシステムを端的にご説明お願いします。2  
点目に評価は誰が行っているのか。3点目に評価で完了とありますが個別案件によっ  
ては完了というのが果たしてあるのかという思いがありますが、仮に完了となっても  
そのままその評価で見直しというか、どのように今後続くのかというところを質問さ  
せていただきます。

伊良皆課長 1点目のマネジメントシステムですが、教育委員会の各課でたくさんの事業を展開  
していますが、その中でも主要施策、更には重要な施策等々に関しては、適切に進捗  
管理を行う必要があるということがありまして、マネジメントシステムを設けていま  
す。このマネジメントシステムは、決定した事業については具体的な年度目標を定め  
て、計画、実施、評価、改善というシステムを通して、継続する事業であれば次年度  
に繋げていく。結果として主要施策の成果の向上を図ることが主な狙いです。それか  
ら2点目の評価につきましては、教育長、両部長、副部長で構成する中で評価の確定  
をしていくという状況になります。3点目の完了につきましては、年度目標を立てた  
分に関しては完了ということもありますが、それ以外の事業もあるわけですから、そ  
ういうものは次年度その主要施策の中でその項目というのがマネジメントで完了して  
いるということも考えられます。また、このマネジメントシステムにつきましては、  
年度当初で教育長を中心として、教育長マネジメント、部長マネジメント、課長マネ  
ジメントという形で決定していくわけですけど、年度当初の4月で目標を立てまして、  
10月に中間面談、中間評価を行います。その後、最終的に1月に最終的な評価をし  
ていくという内容になっています。

城間委員長 教育事務点検評価というのがありますが、あれは外部に委託をして知見の活用とい  
うことがあります。これは内部評価。その違いを説明お願いします。

伊良皆課長 事務事業評価につきましては、外部委員を委嘱して教育委員会が行った事業に関し  
て評価を行うものです。この分につきましては、外部委員の方々と前年度教育委員会  
が行った事業の中から、どの事業を評価していこうとかと議論をさせていただいて、そ  
の中で事業が決定していくことになります。その事業について、各委員がそれぞれの  
立場から各所属の説明を受けて、その事業に対する評価の効果が高いのか、あるいは  
この事業は廃止した方がいいのではないとか、そういった意味合いでの評価がされ  
ます。これが外部評価です。このマネジメントシステムにつきましては、先ほども申  
上げましたとおり、主要施策の事業成果を高めていくというふうな部分があります

ので、その辺の違いはあります。事務事業評価は終了した事業に対して外部委員の評価がされることに対し、マネジメントシステムは内部の中で事業の進捗管理を適正に行っていくということです。

喜久里委員 教育長、部長、課長のマネジメント事業の分け方はどのようになっているのでしょうか。

伊良皆課長 主要施策等々につきましてもかなり複数の事業がありますし、全部をやるというわけではありませんが、その中でも教育行政の運営の中で特に重要であるというものは候補として挙げられてきます。その候補の中でも更に、これは教育長の下にその事業の進捗管理をしていく必要があるというものについては、教育長マネジメントとして決定しますし、これは教育長ではなくても部長の段階で大丈夫ではないかといったものについては、部長マネジメント。その次に課長マネジメントという形になります。1つの事業のもので教育長マネジメントでやっていたものが、ある程度進捗管理がうまくいったということで、尚且つ継続して、それでも進捗管理する必要があるという場合は、次は部長マネジメントにしようということもあります。

金城委員 8ページの「教育相談支援事業の充実」で、支援員というのは、これは教師を派遣するのでしょうか。それとも地域のボランティア関係、地域学校支援研究フォーラム辺りのNPOの皆さんが入るのでしょうか。また、隣接校選択制は何名までが限度で、各学校とも同じでしょうか。

伊禮副参事 教育相談支援事業は教師ではなく、地域の方によりまして、不登校などがある子ども達を相談室の方で対応していただく、教育相談支援ということです。また、隣接校選択制については、各学校で同じ人数ということではなくて、隣接校選択制ができる小中学校の新1年生についての新入の際の制度ですけど、学校の規模、教室の余裕などを勘案して、各学校ごとに受け入れ人数が決まります。教室等に余裕のない、例えば泊小学校などは隣接校選択で入ることができないことがあります。

金城委員 教育相談支援員というのは不登校の子ども達や問題行動のある子ども達のバックアップ支援をするということによろしいですか。学習支援とかとは関係ないですね。

伊禮副参事 学習支援ではありません。具体的には不登校で心因性のお子さんに対してです。

宮内副部長 ここに書いてあります教育相談支援事業がスタートしたのは、平成12年度で各中学校校区に推進指導員という方々がいました。その方々の人数を減らして教育相談支援員という形で学校の不登校であるとか、そういった子ども達の対応ということでスタートした事業であります。それを拡充して全校に配置しているということです。

金城委員 サポーターとは違うわけですね。

宮内副部長 はい、教育相談支援員となります。

城間委員長 単純に考えると、生徒サポーターは問題行動の、教育相談支援員は心因性の支援という考え方ですね。

喜瀬部長 よろしいかと思えます。

城間委員長 これは学校長の推薦でしたよね。

金城委員 毎年採用しているのですか。

城間教育長 毎年採用です。委員長がおっしゃるように校長先生に人選をして、推薦をしていた  
だいて、こちらが承認をする形です。

城間委員長 他よろしいでしょうか。それでは報告「平成23年度教育行政運営ビジョン推進マ  
ネジメントシステムの実施結果について」については了承します。以上をもちまして、  
平成24年度第4回教育委員会会議定例会を終了します。